

「エコイノベーションとエコビジネスに関する研究会」

= 「Special Project on Eco・innovation and Eco・business for Sustainable Development = SPEED」

SPEED 研究会会則

(名称)

第1条 「エコイノベーションとエコビジネスに関する研究会（英文名：Special Project on Eco・innovation and Eco・business for Sustainable Development 略称「SPEED」）（以下「SPEED研究会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 研究会は、産学官及び外国との交流を通じてエコイノベーションとエコビジネスの進歩と発展を図ることを目的とする。

(事業活動)

第3条 研究会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) エコイノベーションとエコビジネスに関するシンポジウム及びワークショップの開催
- (2) 低炭素社会形成のための先導的な環境経営に関する調査・研究
- (3) 地球温暖化への適応策と適応ビジネスの調査・研究、
適応策はジオエンジニアリングを含む
- (4) 毎年、その年度にふさわしいテーマでセミナーを開催する
- (5) その他、目的を達成するために必要な事業活動

(研究会の解散)

第4条 研究会は、研究会会長が次年度の継続を決定する。ただし、会長が継続しないことを決定した場合、臨時幹事会を開催し継続の可否を審議することとする。他の会長が選任された場合には、選任された会長による継続が優先される。

(幹事会)

第5条 研究会に幹事会を置き、次の者をもって構成する。

- (1) 研究会会長 1名
- (2) 研究会名誉会長 1名
- (3) 研究会副会長 2名以内
- (4) 幹事 30名以内

2 研究会会長、名誉会長、副会長及び幹事の任期は、研究会終了までとする。ただし、幹事会による年度ごとの見直しで交代できるものとする。

(幹事等の選任)

第6条 研究会会長、名誉会長、副会長及び幹事の選任は、次のとおりとする。

- (1) 研究会会長は、幹事の互選による。
- (2) 研究会名誉会長は、会長経験者で、幹事会の承認を得て、研究会会長が選任する。
- (3) 研究会副会長は、幹事会の承認を得て、研究会会長が選任する。
- (4) 幹事は、参加企業より推薦された者とその同意を得て会長が選任する外部有識者とする。

(幹事等の職務)

第7条 研究会会長、名誉会長、副会長及び幹事の職務は、次のとおりとする。

- (1) 研究会会長は、研究会を代表し、会務を統括する。
- (2) 研究会名誉会長は、研究会の活動に対して助言する。
- (3) 研究会副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (4) 幹事は、幹事会を構成し、研究会の事業活動を企画し、審議し又は推進する。また、監査担当幹事は、研究会の会計を監査する。

(研究会会員)

第8条 研究会会員は、研究会の目的及び事業に賛同して入会した団体会員とNPO 法人会員、NGO 法人会員、幹事会の同意を得て会長が承認した個人会員とする。

- 2 研究会会員は、研究会の主催するシンポジウム等への優先的参加並びにエコイノベーション等の研究開発動向に関する調査研究への参加及び調査報告書等の配布の便宜を受けるものとする。
- 3 個人会員は、総会における議決権は持たないものとする。

(会費)

第9条 研究会の団体会員は、1会計年度につき20万円の会費を前納するものとする。

- 2 NPO 法人会員、NGO 法人会員の会費は1会計年度につき10万円の会費を前納するものとする。
- 3 個人会員の会費は1会計年度につき1万円とする。
- 4 個人会員の会費は幹事会の承認を経て、免除することができる。

(会計)

第10条 研究会の経理、及びその資金の管理は、会長による承認の上、早稲田大学がこれを行う。その内容は次年度の総会にて報告する。

(会計年度等)

第11条 研究会の会計年度は、4月1日から翌年3月末日の間とし、途中入会の場合も年会費の額は変わらないものとする。また、退会等の場合も既納の会費は返却しないものとする。

(総会)

第12条 総会は、団体会員をもって構成する。

2 総会は団体会員現在数の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。

3 総会の議事は出席会員の過半数をもって決する。

4 総会には次の事項を付議する。

(1) 前年度事業報告及び収支決算

(2) 当該年度事業計画及び収支予算

(3) 会則の変更

(4) その他幹事会において必要と認めた事項

5 総会は事業年度終了後3ヶ月以内に行う。

6 幹事及び個人会員はオブザーバーとして参加することができる。

(事務局)

第13条 研究会の事務業務は、幹事会が事務局として指名したものが行う。

(会則の改廃)

第14条 本会則の改廃に当たっては、幹事会の承認を得て研究会会長が行う。

(細則)

第15条 本会則を施行するために必要な細則は、幹事会の承認を得て、研究会会長が定める。

附則

第1条 本会則は、平成22年4月1日より施行する。

第2条 本会則は、平成24年4月1日より施行する。

第3条 本会則は、平成25年6月5日より施行する。

第4条 本会則は、平成27年5月13日より施行する。

第5条 本会則は、平成29年5月18日より施行する。

第6条 本会則は、令和2年6月5日より施行する。

第7条 本会則は、令和5年6月5日より施行する。